

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

※赤字下線部分が改正部分

現行	改正後
(自転車駐車場の構造及び設備に関する技術的基準) 第4条 条例第11条第1項に規定する規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。 (1) 自転車駐車場は、自転車駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置すること。 (2) 自転車駐車場の出入口の構造及び設備は、次の基準に適合すること。 ア 利用者又は居住者が容易に視認できる位置に配置すること。 イ 自転車駐車場の周辺を通行する者が、出入りする自転車を容易に視認できる構造とすること。 (3) 自転車駐車場における自転車の駐車の用に供する部分（以下「駐車区画」という。）の構造及び設備は、次の基準に適合すること。 ア 自転車1台当たりの駐車区画の幅は0.5メートル以上、奥行きは2メートル以上とする。ただし、特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車することができるものと市長が認めるものについては、この限りでない。 <u>イ 自転車駐車場内の通路（以下「場内通路」という。）を整備する場合は、区画線の表示その他の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分すること。</u> ウ 駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する位置に設けないこと。ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。 (4) 自転車駐車場の通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること。 ア 場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路（以下「場外通路」という。）の幅員は、1.5メートル以上とすること。ただし、場外通路（その構造が直線であるものに限る。）のうち、自転車を安全かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を0.8メートル以上とすることができる。 イ 自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路（勾配が8分の1を超えないものに限る。）、斜路付階段（階段の一部に傾斜路を設けたものをいい、勾配が4分の1を超えないものに限る。）又は昇降機を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。 (5) 条例第4条から第7条までの規定により設置する自転車駐車場にあっては、次の基準によ	(自転車駐車場の構造及び設備に関する技術的基準) 第4条 条例第11条第1項に規定する規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。 (1) 自転車駐車場は、自転車駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置すること。 (2) 自転車駐車場の出入口の構造及び設備は、次の基準に適合すること。 ア 利用者又は居住者が容易に視認できる位置に配置すること。 イ 自転車駐車場の周辺を通行する者が、出入りする自転車を容易に視認できる構造とすること。 (3) 自転車駐車場における自転車の駐車の用に供する部分（以下「駐車区画」という。）の構造及び設備は、次の基準に適合すること。 ア 自転車1台当たりの駐車区画の幅は0.5メートル以上、奥行きは2メートル以上とする。ただし、特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車することができるものと市長が認めるものについては、この限りでない。 <u>イ 駐車区画は、極端な勾配のない平坦な場所に設け、自転車の出入りに支障がない構造とすること。</u> <u>ウ</u> 自転車駐車場内の通路（以下「場内通路」という。）を整備する場合は、区画線の表示その他の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分<u>し、駐車区画の後方に設ける</u>こと。 <u>エ</u> 駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する位置に設けないこと。ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。 (4) 自転車駐車場の通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること。 ア 場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路（以下「場外通路」という。）は、<u>建築物の敷地（条例第4条に規定する施設の敷地外に自転車駐車場を設置する場合は、当該自転車駐車場を設置する場所とする。）に設けること。ただし、建築基準法第86条第1項に規定する建築物について、市長が各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。</u>

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

り自転車駐車場の位置及び利用方法等の表示の設備を設置すること。 ア 自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板が施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置されていること。 イ 自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車駐車場の供用時間、自転車の駐車方向その他の利用方法を記載した表示板が自転車駐車場内に設置されていること。 ウ 自転車駐車場の出入口付近に日本産業規格 Z 8210 号の自転車の図記号を記載した標識が設置されていること。	<u>イ 場内通路及び場外通路は、段を設けないなど通行上支障がない構造とすること。</u> <u>ウ 場内通路及び場外通路の幅員は、1.5メートル以上とすること。ただし、場外通路（その構造が直線であるものに限る。）のうち、自転車を有効かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を0.8メートル以上とすることができる。</u> <u>エ 自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路（勾配が8分の1を超えないものに限る。）、斜路付階段（階段の一部に傾斜路を設けたものをいい、勾配が4分の1を超えないものに限る。）又は昇降機（<u>かごの内法寸法の幅は0.5メートル以上、奥行きは2メートル以上であるものに限る。</u>）を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。</u> <u>オ 場外通路内に斜路付階段を設ける場合の斜路部分の幅員は、0.3メートル以上とすること。</u> (5) 条例第4条から第7条までの規定により設置する自転車駐車場にあつては、次の基準により自転車駐車場の位置及び利用方法等の表示の設備を設置すること。 ア 自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板が施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置されていること。 イ 自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車駐車場の供用時間、自転車の駐車方向その他の利用方法を記載した表示板が自転車駐車場内に設置されていること。 ウ 自転車駐車場の出入口付近に日本産業規格 Z 8210 号の自転車の図記号を記載した標識が設置されていること。
（自転車駐車場の設置の届出手続） 第5条 条例第12条の規定による届出は、自転車駐車場を設置しようとする施設に係る建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をするときまでに、条例第12条第1号から第5号までに掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる<u>図書各2通を添付して</u>行わなければならない。ただし、届け出た事項を変更しようとする場合は、当該図書のうち変更がないものの添付を省略することができる。 (1) 施設及び自転車駐車場付近の縮尺5,000分の1以上の見取図（施設及び自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したもの） (2) 施設及び自転車駐車場の縮尺300分の1以上の配置図（出入口、<u>駐車区画</u>、場内通路及び場	（自転車駐車場の設置の届出手続） 第5条 条例第12条の規定による届出は、自転車駐車場を設置しようとする施設に係る建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請をし、又は同法第18条第2項<u>若しくは第4項</u>の規定による計画の通知をするときまでに、条例第12条第1号から第5号までに掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる<u>図書を添付し、2部提出して</u>行わなければならない。ただし、届け出た事項を変更しようとする場合は、当該図書のうち変更がないものの添付を省略することができる。 (1) 施設及び自転車駐車場付近の縮尺5,000分の1以上の見取図（<u>方位</u>、施設及び自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したもの） (2) 施設及び自転車駐車場の縮尺300分の1以上の配置図（<u>方位</u>、出入口、場内通路及び場外通

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

外通路の位置及び面積を明示したもの) (3) 施設の縮尺300分の1以上の各階平面図（施設の各部分の用途及び面積を明示したもの) (4) 自転車駐車場の縮尺300分の1以上の平面図（出入口、駐車区画及び場内通路の位置及び面積を明示したもの) (5) 自転車駐車場の縮尺300分の1以上の構造図（階層式の自転車駐車場又は特殊な器具を用いる自転車駐車場を設置する場合に限る。) (6) 施設面積の積算内訳書（条例第8条の規定により設置する自転車駐車場に係る届出をする場合を除く。) (7) 昇降機の構造図（前条第4号イの規定により昇降機を設置する場合に限る。) (8) 自転車駐車場の規模の算出計算書 (9) 自転車駐車場の管理方法を記載した書類 (10) その他市長が必要と認める図書	路の位置及び幅員並びに駐車区画の位置及び寸法を明示したもの) (3) 施設の縮尺300分の1以上の各階平面図（方位、施設の各室の用途及び面積を明示したもの) (4) 自転車駐車場の縮尺200分の1以上の平面図（方位、出入口、場内通路及び場外通路の位置及び幅員並びに駐車区画の位置及び寸法を明示したもの) (5) 自転車駐車場の縮尺100分の1以上の構造図（階層式の自転車駐車場又はラック等の特殊な器具を用いる自転車駐車場を設置する場合に限る。) (6) 施設面積の積算内訳書（条例第8条の規定により設置する自転車駐車場に係る届出をする場合を除く。) (7) 昇降機の構造図（前条第4号イの規定により昇降機を設置する場合に限る。) (8) 自転車駐車場の規模の算出計算書 (9) 自転車駐車場の管理方法を記載した書類 (10) その他市長が必要と認める図書
(認定の申請手続) 第7条 条例第13条第1項の認定（以下「認定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に次項に規定する図書を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請をしようとする者が複数であるときは、これらの者の全員が共同して行わなければならない。 (1) 認定を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに認定を受けようとする者が複数の場合にあつては、これらの者の代表者の氏名（法人が代表者となる場合にあつては、その名称及び代表者の氏名） (2) 認定を受けようとする施設（以下「認定対象施設」という。）の名称及び所在地 (3) 認定対象施設の用途 (4) その他市長が必要と認める事項 2 前項の申請書に添付する図書は、次に掲げるものとする。 (1) 全ての認定対象施設及び自転車駐車場付近の縮尺5,000分の1以上の見取図（認定対象施設及びその主要な出入口並びに自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したもの) (2) 全ての認定対象施設及び自転車駐車場の縮尺300分の1以上の配置図（出入口、<u>駐車区画</u>、場内通路及び場外通路の位置及び面積を明示したもの)	(認定の申請手続) 第7条 条例第13条第1項の認定（以下「認定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に次項に規定する図書を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請をしようとする者が複数であるときは、これらの者の全員が共同して行わなければならない。 (1) 認定を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに認定を受けようとする者が複数の場合にあつては、これらの者の代表者の氏名（法人が代表者となる場合にあつては、その名称及び代表者の氏名） (2) 認定を受けようとする施設（以下「認定対象施設」という。）の名称及び所在地 (3) 認定対象施設の用途 (4) その他市長が必要と認める事項 2 前項の申請書に添付する図書は、次に掲げるものとする。 (1) 全ての認定対象施設及び自転車駐車場付近の縮尺5,000分の1以上の見取図（<u>方位</u>、認定対象施設及びその主要な出入口並びに自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したもの) (2) 全ての認定対象施設及び自転車駐車場の縮尺300分の1以上の配置図（<u>方位</u>、出入口、場内通路及び場外通路の位置及び幅員並びに駐車区画の位置及び寸法を明示したもの)

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

(3) 全ての認定対象施設の縮尺300分の1以上の各階平面図（認定対象施設の各部分の用途及び面積を明示したもの） (4) 全ての認定対象施設の面積の積算内訳書 (5) その他市長が必要と認める図書 3 認定対象施設に係る自転車駐車場について条例第12条の規定による届出がある場合には、第1項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる図書のうち当該届出に際して添付した図書（内容に変更がないものに限る。）の添付を省略することができる。	(3) 全ての認定対象施設の縮尺300分の1以上の各階平面図（<u>方位</u>、認定対象施設の各室の用途及び面積を明示したもの） (4) 全ての認定対象施設の面積の積算内訳書 (5) その他市長が必要と認める図書 3 認定対象施設に係る自転車駐車場について条例第12条の規定による届出がある場合には、第1項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる図書のうち当該届出に際して添付した図書（内容に変更がないものに限る。）の添付を省略することができる。
（適用除外施設） 第12条 条例第15条第2項に規定する規則で定める自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設（以下「適用除外施設」という。）は、次のとおりとする。 (1) 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売店舗 (2) 主として酒類を提供する飲食店 (3) ガソリンスタンドその他これに類する施設 (4) 駅構内の改札口内側に設置された商業施設 (5) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第13号又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条第2号に規定する施設 (6) <u>主たる用途が動物園、水族館、博物館、美術館、遊園地、宿泊施設その他これらに類する施設であって附置義務規定の適用を受けないものの敷地内に設置された</u>条例別表第1（あ）欄に掲げる用途に供する施設 (7) 自転車の利用が見込まれない高齢者を主な居住者とする共同住宅又は寄宿舍で市長が定めるもの (8) 仮設建築物 (9) その他自転車の大量の駐車需要を生じさせないと市長が認めた施設	（適用除外施設） 第12条 条例第15条第2項に規定する規則で定める自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設（以下「適用除外施設」という。）は、次のとおりとする。 (1) 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売店舗 (2) 主として酒類を提供する飲食店 (3) ガソリンスタンドその他これに類する施設 (4) 駅構内の改札口内側に設置された商業施設 (5) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第13号又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条第2号に規定する施設 (6) 動物園、水族館、博物館、美術館、遊園地、宿泊施設その他これらに類する施設<u>内に設置された当該施設利用者が主に利用する</u>条例別表第1（あ）欄に掲げる用途に供する施設 <u>(7) 専ら結婚式における挙式又は披露宴等の会場に使用される集会場その他これに類する施設</u> <u>(8) 専ら葬儀における通夜、告別式等の会場に使用される集会場その他これに類する施設</u> <u>(9) 専ら企業、国際機関・団体若しくは学会等が行う会議又は企業向けの展示会、見本市若しくはイベント等の会場に使用される集会場その他これに類する施設</u> <u>(10)</u> 自転車の利用が見込まれない高齢者を主な居住者とする共同住宅又は寄宿舍で市長が定めるもの <u>(11)</u> 仮設建築物 <u>(12)</u> その他自転車の大量の駐車需要を生じさせないと市長が認めた施設

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
施設の使用	施設の部分	施設の使用	施設の部分
小売店舗	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積に算入される部分	小売店舗	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積に算入される部分
飲食店・カラオケボックス等	客室、客室間の通路、待合室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（階段、昇降機、便所及び店舗間の通路を除く。）	飲食店・カラオケボックス等	客室、客室間の通路、待合室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（ <u>壁、扉等で区画されている</u> 階段、昇降機、便所及び店舗間の通路を除く。）
レンタルビデオ店	商品を陳列する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（階段、昇降機及び便所を除く。）	レンタルビデオ店	商品を陳列する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（ <u>壁、扉等で区画されている</u> 階段、昇降機及び便所を除く。）
劇場等	客席又は観覧席を設置する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）	劇場等	客席又は観覧席を設置する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
病院・診療所	待合室、ロビー、受付場所、会計場所その他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）	病院・診療所	待合室、ロビー、受付場所、会計場所その他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
銀行、郵便局	窓口業務を行う室、待合室、ロビー、商談室、現金自動預払機を設置する室その他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）	銀行、郵便局	窓口業務を行う室、待合室、ロビー、商談室、現金自動預払機を設置する室その他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
官公署等	待合室、ロビー、相談室、集会室、実習室、図書室、資料室、展示室その他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）	官公署等	待合室、ロビー、相談室、集会室、実習室、図書室、資料室、展示室その他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
遊技場	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定する遊技設備若しくは同法第4条第4項に規定する遊技機又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第36条第1項第1号イに規定する	遊技場	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定する遊技設備若しくは同法第4条第4項に規定する遊技機又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第36条第1項第1号イに規定する

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

	まあじやん台を設置する室で利用者の利用に供する部分、囲碁、将棋、テレビゲーム、ビリヤード、ダーツその他これらに類する遊戯を行う者の利用に供する部分並びに投票券売場、待合室及び観戦室で利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）		まあじやん台を設置する室で利用者の利用に供する部分、囲碁、将棋、テレビゲーム、ビリヤード、ダーツその他これらに類する遊戯を行う者の利用に供する部分並びに投票券売場、待合室及び観戦室で利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
学習施設	教室、講堂、実習室、実験室、図書室、資料室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）	学習施設	教室、講堂、実習室、実験室、図書室、資料室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
スポーツ施設	運動場、練習場、浴室、シャワー室、休憩室、更衣室、客席、観覧席、待合室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）	スポーツ施設	運動場、練習場、浴室、シャワー室、休憩室、更衣室、客席、観覧席、待合室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）